**SuMPO環境ラベルプログラム**

**製品カテゴリールール（PCR）策定ガイド**

【本文書について】

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営する「SuMPO環境ラベルプログラム」において、エコリーフおよびカーボンフットプリントを算定するための製品カテゴリールール（PCR）を策定する際の便宜を図ることを目的としています。

ガイドの作成にあたっては、すでに作成されたPCRおよびCFP-PCRから共通事項を抽出・整理し、次いで本プログラムの「JR-07　算定・宣言規程」および「JR-06　PCR認定規程」との整合化を行いました。このため、既存のPCRおよびCFP-PCRとは必ずしも一致しない内容が含まれます。

【本文書の使い方】

新たにPCR原案を策定する事業者等は、原則として、このガイドをテンプレートとして使用してください。原案作成にあたっては、対象製品に固有の要求事項が必要となりますので、要求事項を定めている「JR-07　算定・宣言規程」および「JR-06　PCR認定規程」への適合を確認してください。

表中の斜体字の部分は記載内容に関する説明、補足となっています。申請の際は削除してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| FA-03 | PCR策定ガイド | | |
| バージョン | 日付 | 内容 |  |
| 07 | 2023年8月30日 | 1-1 地理的範囲を追加、附属書Cを削除 |  |
| 06 | 2023年1月6日 | プログラム運営者住所を変更 |  |
| 05 | 2022年4月1日 | プログラム名変更 |  |
| 04 | 2021年8月18日 | ページ番号の追加、2-2機能の要求事項修正、附属書A：ライフサイクルフロー図の例（参考）変更、付属書B輸送シナリオ変更 |  |
| 03 | 2019年10月1日 | 運営者およびプログラム名変更 |  |
| 02 | 2018年5月15日 | 「特に規定しない」としていた項について、誤解を避けるため「算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない」に修正。 |  |
| 01 | 2018年4月2日 | 公開 |  |
|  |  |  |  |

**製品カテゴリールール（PCR）**

**（認定PCR番号：PA-XXXXXXYY-ZZ）**

**対象製品：●●●●**

**Product Category Rule for**

**“PCRの英語名称”**

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO環境ラベルプログラム」において、「●●●●」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

　当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07　算定・宣言規程」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定PCRの有効期限は、最新版PCRの認定日または更新日より5年間とする。

このPCRに記載されている内容は、SuMPO環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| PCRレビュー | 認定日 | ●年●月●日 | |
| PCRレビューパネル | 委員長　　氏名：  所属： | |
| 準拠する規格 | ■　ISO14040：2006　　　　　　　　 ■　ISO14044：2006  ■ ISO14025：2008　　　　　　■　ISO/TS14067：2013 | ■　ISO/TS14027：2017　　　　　　□　ISO21930：2007 |

【履歴】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 文書番号 | 公表日 | 内容 |
| PA-XXXXXX-YY-ZZ | ●年●月●日 | 認定 |
|  |  |  |

【プログラム情報】

|  |  |
| --- | --- |
| プログラム名 | SuMPO環境ラベルプログラム |
| プログラムWEBサイト | https://ecoleaf-label.jp/ |
| プログラム運営者 | 一般社団法人サステナブル経営推進機構 |
| プログラム運営者住所 | 東京都千代田区内神田1-14-8 KANDA SQUARE GATE |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 項目 | 要求事項 | |
| 1 | 適用範囲 | | |
| 1-1 | 目的と適用範囲 | このPCRの目的は、SuMPO環境ラベルプログラムにおいて、「●●●●」を対象とした算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。  対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。  本PCRの地理的範囲は全世界とする。  既存のPCRと適用範囲に重複がある場合には、本PCRを制定する目的、理由について具体的に記載をする。 | |
| 2 | 対象とする製品種別の定義 | | |
| 2-1 | 製品種別 | 「●●●●」を対象とする。このPCRで対象とする「●●●●」とは、ＸＸＸＸを指す。  【例】「日本標準商品分類（総務省統計局、平成2年（1990年）6月改訂）で規定する「●●●（XXXX）」を対象とする。  JIS XXXX:YYYYの適用範囲に記載の製品を対象とする。  　　　原材料に●●●をXX%以上含むものを対象とする。  　　　●●●工業会の定めるXXXXXに適合する製品を指す。 | |
| 2-2 | 機能 | 製品の性能を踏まえ、機能を規定する。  算定対象とする機能は場合わけをして複数記載してもよい。 | |
| 2-3 | 算定単位  （機能単位） | 機能を踏まえ、機能単位を規定する。  【例】「販売単位」、「●●●のXX年の使用」、「㎥あたり」、「㎏あたり」、「1㎡、想定使用期間あたり」、「内容量XXmlあたり」、「標準重量XXgあたり」 | |
| 2-4 | 対象とする構成要素 | 次の要素を含むものとする。  　・本体（中身および容器包装）、附属品  　容器包装は提供先の手元にわたるものとし、個装、内装、外装を問わない。  　付属品は、提供先の手元にわたるものとし、常時、添付または同梱されるものとする。  　・各ライフサイクル段階で使用される輸送用資材、および副資材 | |
| 3 | 引用規格および引用PCR | | |
| 3-1 | 引用規格  および  引用PCR | 以下のPCRおよびJIS規格を引用する。  【例】 ・JIS ZZZZZ ●●のうち、用語の定義  ・PA-XXXXX-YY ●●のうち、(11-4)廃棄・リサイクルシナリオ | |
| 4 | 用語および定義 | | |
| 4-1 | 用語および定義 | ①想定使用期間  　製品のライフサイクルにおける環境負荷の算定にあたり、使用・維持管理段階の負荷を計上する期間。  　製品カタログ、製品仕様書、あるいは関連法規等で定められた寿命や保守・交換期間、または減価償却の法定耐用年数等により設定する。  その他、このPCRで固有の意味づけをする用語、一般に馴染みのない用語について記載する。 | |
| 5 | 製品システム（データの収集範囲） | | |
| 5-1 | 製品システム  （データの収集範囲） | 次のライフサイクル段階を対象とする。  　　・原材料調達段階  　　・生産段階  　　・流通段階  　　・使用・維持管理段階  　　・廃棄・リサイクル段階  ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。  なお、中間財の場合で、使用・維持管理、廃棄・リサイクルの状況把握が可能な場合には、それらの段階を対象に含めてもよい。また、製品・サービスの特性によっては、上記の5段階にあてはまらない場合も考えられる。算定の目的、機能に応じて適切な段階を設定してよい。 | |
|  |
| 5-2 | カットオフ基準およびカットオフ対象 | 【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】  ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷  ・生産工場などの建設に係る負荷  ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷  ・副資材のうち、マスク、軍手などの汎用的なものの負荷  ・事務部門や研究部門などの間接部門にかかる負荷  その他、以下に該当する内容については、具体的なカットオフ項目を記載する。  ・妥当なシナリオのモデル化ができないプロセスに係る負荷  【例】・流通段階の保管に係る負荷、土地利用変化に係る負荷等  ・試算の結果、製品特性に鑑みて明らかに寄与が小さいと判断できるプロセス・入出力に係る負荷  　【例】・流通時の梱包資材に係る負荷、一部の副資材等。 | |
| 5-3 | ライフサイクルフロー図 | 附属書A（規定）に一般的なライフサイクルフロー図を示す。エコリーフ/CFPの算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。 | |
| 6 | 全段階に共通して適用する算定方法 | | |
| 6-1 | 一次データの収集範囲の設定基準 | 一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。  なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。 | |
| 6-2 | 一次データの品質 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。  「JR-07　算定・宣言規程」に適合する範囲内において、一次データの品質を独自に規定する場合は、PCRごとに明記する。 | |
| 6-3 | 一次データの収集方法 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。  「JR-07　算定・宣言規程」に適合する範囲内において、一次データの収集方法を独自に規定する場合は、PCRごとに明記する。 | |
| 6-4 | 二次データの品質 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。  「JR-07　算定・宣言規程」に適合する範囲内において、二次データの品質を独自に規定する場合は、PCRごとに明記する。 | |
| 6-5 | 二次データの収集方法 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。  「JR-07　算定・宣言規程」に適合する範囲内において、二次データの収集方法を独自に規定する場合は、PCRごとに明記する。例えば、使用するデータベースの優先順位を設定することができる。  PCRで使用する原単位データを指定することができる。  既存の原単位が利用できない (または存在しない) 場合にはPCR原単位を作成することができる。その場合、作成する原単位は、利用可能データに関する要求事項を満たす必要がある。  【例】・必要に応じて、附属書Ｘ（規定）に挙げる原単位を用いても良い。  　　　・素材XXXに関しては、IDEA Ver.2の「ＹＹＹ」の原単位を用いて算定する。  なお、ここでCFP原単位を指定した場合は、GHGのみの評価しかできないため、エコリーフでの公開ができなくなることに留意すること。 | |
| 6-6 | 配分 | 【配分基準に関する規定】  算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。  「JR-07　算定・宣言規程」に適合する範囲内において、配分方法を独自に規定する場合は、PCRごとに明記する。  【配分の回避に関する規定】  算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。  配分を必要とする重要なプロセスについて、配分を回避する方法を必要に応じて規定する。  【配分の対象に関する規定】  算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。  配分を必要とする重要なプロセスについて、配分対象とするもの・しないものを必要に応じて規定する。  配分方式の選定理由について記載されることが望ましい。 | |
| 6-7 | シナリオ | 【輸送に関するデータ収集】  輸送量（または燃料使用量）に関して、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合は、附属書B（規定）のシナリオを使用しなければならない。  【廃棄物等の取扱い】  処理方法について、一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオを設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋立処理として算定する。  【排出物の計上の取扱い】  一次データが収集できず、かつ妥当なシナリオが設定できない場合は、カットオフしてもよい。 | |
| 6-8 | その他 | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。  シリーズ製品について独自に規定する場合は、PCRごとに規定する。 | |
| 7 | 原材料調達段階に適用する項目 | | |
| 7-1 | データ収集範囲に含まれるプロセス | | ①「重要な原材料・部品」の製造および輸送に係るプロセス  ②「その他の原材料・部品」の製造および輸送に係るプロセス  ③「容器包装」、「付属品」の製造および輸送に係るプロセス  「重要な原材料・部品」と「その他の原材料・部品」は、データ収集の深度に応じてわけている。加工や組立に係る負荷を自ら一次データとして収集する必要のあるものを「重要な原材料・部品」とし、加工・組立等が済んだ状態（または素材のままの状態）のデータを収集するものを「その他の原材料・部品」として取り扱う。データ収集の深度に特に違いを設けない場合は、①、②をあわせて「『原材料・部品』の製造および輸送に係るプロセス」等としてまとめて記載してよい。 |
| 7-2 | データ収集項目 | | 次表に示すデータ項目を収集する。  ①「重要な原材料・部品」の製造および輸送に係るプロセス   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 活動量の項目名 | 活動量  の区分 | 活動量に乗じる  原単位の項目名 | | 「重要な原材料・部品の構成要素」  製品生産サイトへ投入される原材料の製造に要する各構成要素の量 | 一次 | 「各構成要素」  製造原単位 | | 「原材料の構成要素」  原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」  輸送原単位 | | 「水」  「燃料」  「電力」  原材料の製造プロセスへの投入量 | 一次 | 「水」  「燃料」  「電力」  製造、供給および使用原単位 | | 「副資材（生産用資材、薬品等）」  原材料の製造プロセスへの投入量 | 一次 | 「副資材（生産用資材、薬品等）」  製造原単位 | | 「副資材（生産用資材、薬品等）」  原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」  輸送原単位 | | 「排出物等」  ※2 | | | | 「重要な原材料・部品」  製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」  輸送原単位 |   ②「その他の原材料・部品」の製造および輸送に係るプロセス   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 活動量の項目名 | 活動量  の区分 | 活動量に乗じる  原単位の項目名 | | 「その他の原材料・部品」  製品生産サイトへの投入量 | 一次 | 「各部品および資材」  製造原単位 | | 「その他の原材料」  製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」  輸送原単位 |   ③「容器包装」、「付属品」の製造および輸送に係るプロセス   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 活動量の項目名 | 活動量  の区分 | 活動量に乗じる  原単位の項目名 | | 「容器包装」  「付属品」  製品生産サイトへの投入量 | 一次 | 「容器包装」  「付属品」  製造原単位 | | 「容器包装」  「付属品」  製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」  輸送原単位 |   ※1　次の項目を一次データとして収集する。  [燃料法の場合]  ・輸送手段ごとの「燃料使用量」  [燃費法の場合]  ・輸送手段ごとの「燃費」  ・輸送手段ごとの「輸送距離」  [トンキロ法の場合]  ・輸送手段ごとの「輸送重量」  ※2 排出物に関するデータ収集項目   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 活動量の項目名 | 活動量  の区分 | 活動量に乗じる  原単位の項目名 | | 「廃棄物等」  「廃水」  処理方法ごとの排出量 | 一次  または  シナリオ | 「各処理方法」  処理原単位 | | 「廃棄物等」  各処理施設への輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」  輸送原単位 | | 大気・水圏・土壌への排出物の排出量  「COD」、「VOC」、「NOx」、「 SOx」等 | 一次  または  シナリオ | ― |   原材料・部品類の名称は可能な限り具体的に規定する。  活動量に乗じる原単位の項目名は、可能であればIDEAの具体的な原単位名を記載することが望ましいが、これに限定するものではない。 |
| 7-3 | 一次データの収集方法および収集条件 | | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。  「(6)全段階に共通適用」と各段階における内容が異なる場合には、本項に【○○に関する特例】の欄を設け記載する。以下（7-4）、（7-5）、（8-3）、（8-4）、（8-5）、（9-3）、（9-4）、（9-5）、（10-3）、（10-4）、（10-5）、（11-3）、（11-4）および（11-5）も同様とする。 |
| 7-4 | シナリオ | | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 |
| 7-5 | その他 | | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。  必要に応じて、間接影響の評価方法について記載する。 |
| 8 | 生産段階に適用する項目 | | |
| 8-1 | データ収集範囲に含まれるプロセス | | ①本体の中身の生産（加工・組立・検査・保管・梱包プロセス等）  ②サイト間輸送プロセス |
| 8-2 | データ収集項目 | | 次表に示すデータ項目を収集する。  ①本体の中身の生産（加工、組立、検査、保管、梱包等）プロセス   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 活動量の項目名 | 活動量  の区分 | 活動量に乗じる  原単位の項目名 | | 「水」  「燃料」  「電力」  製品生産プロセスへの投入量 | 一次 | 「水」  「燃料」  「電力」  製造と供給および使用原単位 | | 「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品等）」  製品生産プロセスへの投入量 | 一次 | 「各副資材」  製造原単位 | | 「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、薬品等）」  製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」  輸送原単位 | | 「排出物等」  ※2 | | |   ②サイト間輸送プロセス   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 活動量の項目名 | 活動量  の区分 | 活動量に乗じる  原単位の項目名 | | 「副資材（輸送用資材）」  サイト間輸送プロセスへの投入量 | 一次 | 「各副資材」  製造原単位 | | 「副資材（輸送用資材）」  製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」  輸送原単位 | | 「輸送物」  各サイト間の輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」  輸送原単位 | | 「排出物等」  ※2 | | |   ※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。  ※2 廃棄物等および廃水については、7-2に準ずる。  【配分のために収集する一次データ収集項目】  ・「本体の中身」の生産量  ・「共製品」の生産量  プロセス、副資材の名称は可能な限り具体的に規定する。  活動量に乗じる原単位の項目名は、可能であればIDEAの具体的な原単位名を記載することが望ましいが、これに限定するものではない。 |
| 8-3 | 一次データの収集方法および収集条件 | | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 |
| 8-4 | シナリオ | | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 |
| 8-5 | その他 | | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。  必要に応じて、間接影響の評価方法について記載する。 |
| 9 | 流通段階に適用する項目 | | |
| 9-1 | データ収集範囲に含まれるプロセス | | ①「出荷品」の輸送プロセス  ②保管および販売プロセス  保管および販売プロセスは、ライフサイクル全体への寄与が低い場合や不確実性が高いと判断される場合は、対象外としてもよい。 |
| 9-2 | データ収集項目 | | 次表に示すデータ項目を収集する。  ①「出荷品」の輸送、保管プロセス   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 活動量の項目名 | 活動量  の区分 | 活動量に乗じる  原単位の項目名 | | 「出荷品」  輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「輸送手段」  輸送原単位 | | 「水」  「燃料」  「電力」  出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量 | 二次  または  シナリオ | 「水」  「燃料」  「電力」  製造と供給および使用原単位 | | 「副資材（輸送用資材）」  出荷品の輸送、保管プロセスへの投入量 | 二次  または  シナリオ | 「副資材（輸送用資材）」  製造原単位 | | 「副資材（輸送用資材）」  出荷品の輸送、保管サイトへの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「輸送手段」  輸送原単位 | | 「排出物等」  ※2 | | |   ②販売プロセス   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 活動量の項目名 | 活動量  の区分 | 活動量に乗じる  原単位の項目名 | | 「製品」  販売手段（店舗、宅配）ごとの販売量 | 二次  または  シナリオ | 「各販売手段」  販売原単位 | | 「水」  「燃料」  「電力」  販売プロセスへの投入量 | 二次  または  シナリオ | 「水」  「燃料」  「電力」  製造と供給および使用原単位 |   ※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。  ※2 排出物等については、7-2に準ずる。 |
| 9-3 | 一次データの収集方法および収集条件 | | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 |
| 9-4 | シナリオ | | 【販売手段ごとの販売量に関する規定】  販売手段ごとの販売量について、事業者が妥当なシナリを設定することとする。 |
| 9-5 | その他 | | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。  必要に応じて、間接影響の評価方法について記載する。 |
| 10 | 使用・維持管理段階に適用する項目 | | |
| 10-1 | データ収集範囲に含まれるプロセス | | ①製品設置・施工プロセス  　設置または施工に伴い、エネルギーまたは消耗品の使用が必要な場合に対象とする。  ②使用・保守プロセス  　使用または保守に伴い、エネルギーまたは消耗品の使用が必要な場合に対象とする。 |
| 10-2 | データ収集項目 | | 次表に示すデータを収集する。  ①製品設置・施工プロセス   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 活動量の項目名 | 活動量  の区分 | 活動量に乗じる  原単位の項目名 | | 「水」  「燃料」  「電力」  製品設置・施工プロセスへの投入量 | 一次  または  シナリオ | 「水」  「燃料」  「電力」  製造と供給および使用原単位 | | 「設置・施工用資材」  製品設置・施工プロセスへの投入量 | 一次  または  シナリオ | 「設置用資材」  製造原単位 | | 「設置・施工用資材」  生産サイトから使用者までの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「輸送手段」  輸送原単位 | | 「排出物等（製品の設置によるロス、設置用資材等を含む）」  ※2 | | |   ②使用・保守プロセス   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 活動量の項目名 | 活動量  の区分 | 活動量に乗じる  原単位の項目名 | | 「水」  「燃料」  「電力」  想定使用期間における投入量 | 一次  または  シナリオ | 「水」  「燃料」  「電力」  製造と供給および使用原単位 | | 「消耗品」  想定使用期間における投入量 | 一次  または  シナリオ | 「消耗品」  製造原単位 | | 「消耗品」  生産サイトから使用者までの輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「輸送手段」  輸送原単位 | | 「排出物等（消耗品を含む）」  ※2 | | |   ※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。  ※2 排出物等については、7-2に準ずる。 |
| 10-3 | 一次データの収集方法および収集条件 | | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 |
| 10-4 | シナリオ | | 【使用プロセス、および維持管理プロセスの負荷算定に用いるシナリオに関する規定】  製品または製品カタログ等に、標準的な設置・施工方法または使用方法が記載されている場合は、それを基にシナリオを作成する。標準的な設置・施工方法または使用方法が示されていない場合は、PCRごとに妥当なシナリオを作成する。  【消費電力の収集に関する規定】  使用時に水、電力、あるいは燃料を消費する製品の各消費量については、カタログ等で示された定格値または、関連法規・規格等に定められた測定方法による実測値を収集する。それらの情報が得られない場合は、PCRごとに妥当なシナリオを作成する。  このシナリオは次の事項に従って設定されることが望ましい。  ①事業者や消費者の努力により環境負荷削減が可能な部分については、その努力が反映できるようなシナリオであること  ②事業者や消費者の努力により環境負荷削減が可能でない部分については、シナリオは一律とすること  【シナリオ設定の例】  ・使用期間（年）、使用量（ℓ／回、kg／個）  ・消耗品交換回数　\*回／年  ・使用時間(標準使用モード○時間＋待機モード○時間)／日×○日／年×○年 |
| 10-5 | その他 | | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。  必要に応じて、間接影響の評価方法について記載する。 |
| 11 | 廃棄・リサイクル段階に適用する項目 | | |
| 11-1 | データ収集範囲に含まれるプロセス | | ①「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス  ②「廃容器包装、附属品」の廃棄・リサイクルプロセス |
| 11-2 | データ収集項目 | | 次表に示すデータ項目を収集する。  ①「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 活動量の項目名 | 活動量  の区分 | 活動量に乗じる  原単位の項目名 | | 「使用済み製品」  処理方法ごとの排出量 | 一次  または  シナリオ | 「各処理方法」  原単位 | | 「使用済み製品」  各処理施設への輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」  原単位 |   ②「廃容器包装、付属品」の廃棄・リサイクルプロセス   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 活動量の項目名 | 活動量  の区分 | 活動量に乗じる  原単位の項目名 | | 「廃容器包装、付属品」  処理方法ごとの排出量 | 一次  または  シナリオ | 「各処理方法」  処理原単位 | | 「廃容器包装、付属品」  各処理施設への輸送量（または燃料使用量） | ※1 | 「各輸送手段」  原単位 |   ※1 輸送量（または燃料使用量）については、7-2に準ずる。 |
| 11-3 | 一次データの収集方法および収集条件 | | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 |
| 11-4 | シナリオ | | 【廃棄物等の処理方法に関する規定】  廃棄物等の処理方法およびその割合ついては、次のシナリオを使用する。  【例】・構成部品等のリサイクル、リユース可能性の判定基準  ・製品回収率  ・リユース回数  ・リサイクル、リユースされずに廃棄されるか、有価物として売却される使用済み製品の処理負荷の具体的計上方法  ・使用済み製品の廃棄・リサイクルに係る物流の評価範囲  設定したシナリオは、その内容を具体的に記載するとともに、出典元の報告書・発行年度等を付記すること。 |
| 11-5 | その他 | | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。  必要に応じて、間接影響の評価方法について記載する。 |
| 12 | LCI計算、インパクト評価に関する項目 | | |
| 12-1 | LCI計算の考え方 | | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 |
| 12-2 | ｲﾝﾊﾟｸﾄｶﾃｺﾞﾘおよび特性化係数の追加 | | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 |
| 13 | 宣言方法 | | |
| 13-1 | 製品の仕様 | | 【必須記載事項】  ・製品質量  その他、製品特性を考慮し、対象製品の機能面と環境面の両面で特徴を有効に示す項目を選定する。 |
| 13-2 | エコリーフ  ライフサイクル影響評価結果 | | 【必須記載事項】  以下の環境影響領域は記載しなければならない。  　・地球温暖化  　気候変動は記載することが望ましい。その他、製品特性を考慮し、開示すべき項目を選定する。個々の宣言において3項目以上を必須で開示するが、3項目以上をPCRで定めることも可能である。 |
| 13-3 | エコリーフ  ライフサイクル  インベントリ分析  関連情報 | | 【必須記載内容】  　製品特性に応じて重要と思わる項目をPCRで定めることができる。  　インベントリの項目をまとめて記載することも可能である。    【記載例】（これに限らない）  以下について結果を記載する。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項目名 | 単位 | 備考 | | 再生可能エネルギー | MJ | 附属書C、1（規定）参照 | | 非再生可能エネルギー | MJ | 附属書C、2（規定）参照 | | 再生可能資源 | ㎏ | 附属書C、3（規定）参照 | | 非再生可能資源 | ㎏ | 附属書C、4（規定）参照 | | 淡水の消費 | ㎥ | 附属書C、5（規定）参照 | |
| 13-4 | エコリーフ  材料および物質に関する構成成分 | | 以下の内訳をパーセンテージ（％）で記載する。重量を併記してもよい。  　・  　・  　・  　製品特性に応じ、個別に記載すべき有害物質等がある場合は、定めることが望ましい。  　また、表示にあたってまとめ方を指定することができる。 |
| 13-5 | エコリーフ  廃棄物関連情報 | | 廃棄物に関する情報を、以下の表として記載する。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 項目名 | 単位 | 備考 | | 有害廃棄物 | ㎏ | 特別管理廃棄物の重量を合算で表示する | | 無害廃棄物 | ㎏ | 廃棄物総重量を記載する | |
| 13-6 | CFP算定結果 | | 気候変動（特性化係数にはIPCC2013 GWP 100aを用いること）の結果を公開する。 |
| 13-7 | 追加情報  （エコリーフ/CFP共通） | | 【必須表示内容の規定】  次の項目は表示をしなければならない。  ・ 使用・維持管理段階の算定方法（シナリオ）  算定結果に関し、読み手の理解を助けるための情報を記載する。 |
| 13-8 | その他エコデザイン関連情報  （エコリーフ/CFP共通） | | 【エコリーフの場合の必須記載内容】  ・有害物質に関する情報を下記の表として記載する。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 有害物質名 | CAS番号 | 法令・規制の名称等 | | 「物質名」 |  |  | | 「物質名」 |  |  |   【推奨表示内容の規定】  以下の事項を記載することが望ましい。  ・エコデザインシステム情報（ISO14001認定工場等）  ・ユーザーおよび各事業者向けの製品情報  ・環境に配慮した調達情報（FSC、PEFC認証、エコマーク認定製品の使用等）  その他、LCA情報の理解を助け、環境負荷低減に資する情報を記載することが望ましい。 |
| 13-9 | その他 | | 算定・宣言規程に定める要求事項以外は特に規定しない。 |

附属書A：ライフサイクルフロー図の例（参考）

①原材料調達段階

重要な原材料の

製造

輸送、保管プロセス

廃棄物等

の輸送

②生産段階

③流通段階

④使用・維持管理

段階

⑤廃棄・リサイクル段階

店舗

処理

廃棄物等

輸送

原材料

使用

設置

システム境界

処理

その他の原材料

の製造

原材料の輸送

容器包装、附属品の輸送

容器包装、付属品

の製造

原材料

容器包装、付属品

製品

廃棄物等

輸送

加工、組立等

プロセス

検査、保管、梱包

プロセス

処理

廃水

副資材の輸送

副資材の製造

副資材

処理

副資材の輸送

副資材の製造

副資材

原材料の輸送

廃棄物等

輸送

処理

資材、消耗品の輸送

資材、消耗品の製造

資材、消耗品

※全てのエネルギーおよび水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略

※このフロー図は参考として示している。製品種別に応じてフロー図を作成すること。

算定の対象物

【凡例】

算定の対象プロセス

算定の対象外

附属書B：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

個別製品分野に応じて、適切な輸送手段・距離等の設定を行う。

B1. 輸送距離

・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km

・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km

・ 県間輸送の可能性がある輸送の場合：500 km

・ 特定地域に限定されない場合（国内）：1,000 km

**・** 海外における陸送距離：500 km

・ 港→港：港間の航行距離

B2. 輸送手段および積載率

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **ライフサイクル段階** | **設定シナリオ** | |
| **原材料調達段階、**  **原材料調達輸送** | **輸送が陸運のみの場合** | **＜輸送手段＞ 10 トントラック**  **＜積 載 率＞ 62 %** |
| **輸送に海運が伴う場合**  **（輸入先国内輸送、生産サイト→港）** | **＜輸送手段＞ 10 トントラック**  **＜積 載 率＞ 62 %** |
| **輸送に海運が伴う場合**  **（国際間輸送、港→港）** | **＜輸送手段＞ コンテナ船（＜4,000 TEU）** |
| **輸送に海運が伴う場合**  **（国内輸送、港→納入先）** | **＜輸送手段＞ 10 トントラック**  **＜積 載 率＞ 62 %** |
| **生産段階**  **サイト間輸送**  **副資材調達輸送**  **廃棄物輸送** | **サイト間輸送** | **＜輸送手段＞ 2 トントラック**  **＜積 載 率＞ 58 %** |
| **副資材調達輸送** | **原材料調達段階と同じ** |
| **廃棄物輸送**  **（生産サイト→処理施設）** | **＜輸送手段＞ 2トントラック**  **＜積 載 率＞ 58 %** |
| **流通段階**  **製品輸送**  **廃棄物輸送** | **生産地が海外の場合**  **（生産サイト→生産国の港）** | **＜輸送手段＞ 10 トントラック**  **＜積 載 率＞ 62%** |
| **生産地が海外の場合**  **（生産国の港→国内の港）** | **＜輸送手段＞ コンテナ船（＜4,000 TEU）** |
| **生産地が海外の場合**  **（国内の港→店舗等）** | **＜輸送手段＞ 10 トントラック**  **＜積 載 率＞ 62 %** |
| **生産地が国内の場合**  **（生産サイト→店舗等）** | **＜輸送手段＞ 10 トントラック**  **＜積 載 率＞ 62 %** |
| **廃棄物輸送**  **（店舗等→処理施設）** | **＜輸送手段＞ 2 トントラック**  **＜積 載 率＞ 58 %** |
| **廃棄・リサイクル段階** | **廃棄物輸送**  **（ごみ集積所→処理施設）** | **＜輸送手段＞ 2 トントラック**  **＜積 載 率＞ 58%** |